

気対第 263 号  
栃木県環境審議会

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた条例の制定に当たり、栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 4（2022）年 2 月 14 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 諮 問 理 由 書

本県は、気候変動による影響から県民の生命・財産を守り、持続可能で力強い経済社会を構築していくため、令和2（2020）年12月に「2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）実現を目指す」ことを宣言しました。

また、令和3（2021）年度には、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの中長期的な削減目標や各分野に必要な取組の方向性を示すロードマップ（行程表）の策定を進めており、3月に決定公表の予定であります。

カーボンニュートラル実現という高い目標の達成には、今後、県民・事業者等あらゆる主体の理解と共感を得ながら目標達成に向けたビジョンを共有し、県全体で力強い潮流を生み出していくことが重要でありますことから、新たな条例の制定により、基本理念や各主体の責務・役割、主要施策などを明確にしていきたいと考えております。

ついては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた条例の制定に当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

## 関連条例の制定等について

### 1 他県における条例の概要（先行事例）

#### (1) 目的

- ・持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念、各主体の責務を明らかにする
- ・施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から施策を総合的かつ計画的に推進
- ・循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

#### (2) 基本理念

- ① 2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標として行う
- ② 環境、経済及び社会の三側面に配慮し、県、市町村、事業者及び県民が協働で取り組む

#### (3) 責務

県 : 施策の総合的かつ計画的な推進

事業者 : 事業活動における自主的かつ積極的な取組、県施策への協力

県民 : 日常生活における自主的かつ積極的な取組、県施策への協力

#### (4) 主な施策

- ・大規模排出事業者による削減計画等の報告、公表
- ・エネルギー自立地域の確立
- ・プラスチックの資源循環の推進
- ・持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出支援
- ・エシカル消費等の推進

#### (5) 施策の推進

- ・行動計画を策定、公表する（環境審議会の意見聴取、5年ごとの計画見直し）
- ・施策の実施状況について、議会に報告・公表する
- ・必要な財政上の措置を講じる

#### (6) 他の主体との連携

- ・市町村との連携
- ・環境教育の推進
- ・事業者等への支援
- ・国及び国内外の自治体との協働

### 2 条例制定の主な日程（予定）

日 程	審 議 会	備 考
令和4(2022)年2月	環境審議会【諮問】	パブリック・コメントの実施 議会提出 議決 条例施行
6～7月	専門部会【審議】	
9月	環境審議会【答申】	
12月		
令和5(2023)年2月		
3月		
4月		